

岩手県監査委員告示第14号

監査結果の公表（平成26年岩手県監査委員告示第50号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月6日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造
 岩手県監査委員 吉 田 政 司
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 農林水産部農林水産企画室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月31日

イ 本監査実施日 平成26年9月5日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、120,095円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費支給対象者の確定に当たり、複数の担当による確認体制を構築し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 農林水産部流通課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月3日

イ 本監査実施日 平成26年8月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、28,840円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	旅費の支給漏れについては、平成26年7月15日に追給処理を完了した。 今後は、報償費が発生する案件については、原則として旅費の支給も必要となることから、報償費の支出伺いと旅行命令を併せて起案、決裁することで再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 盛岡広域振興局林務部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成26年7月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成26年8月21日

（3） 監査結果の公表の日 平成26年10月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政財産の貸付料の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが3件、40,161円あったので、適正な事務の執行に	歳入科目の誤りについては、平成26年7月18日に科目更正を完了した。

努められたい。

今後は、年度当初に各事業の歳入及び支出科目等について、事業担当課へ再確認したうえで調定を行うことにより、再発防止に努めることとした。